日本水道協会大分県支部水道災害応援要綱

（趣 旨）

第１条 この要綱は、日本水道協会大分県支部（以下「県支部」という。）の会員の市町村（以下「会員」という。）が、地震、異常渇水等による災害において、県支部内の被災事業体が速やかに給水能力を回復できるよう会員相互間で行う応急給水と施設の応急復旧のための相互応援（以下「応援活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務処理）

第２条 応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22 年法律第118 号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。また、会員が応援活動中において災害救助法その他の法律で定める救助が行われることになったときは、速やかに法律で定める事務処理に切り替えるよう努めなければならない。

（連絡責任者）

第３条 各会員は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を県支部長を通じて相互に交換するものとする。

２　前項に規定する各会員の連絡責任者は、別表１のとおりとする。

（相互応援体制）

第４条 災害が発生した場合において、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）以外の会員は、被災会員に対する応援活動について、全面的に協力するものとする。

（応援活動の要請）

第５条 被災会員は、県支部長を通じて会員に対し、必要な応援活動を要請することができる。

２　前項の要請をするときは、次の事項を文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、事後文書を提出するものとする。

（１）被害の状況及び要請理由

（２）必要とする資機材等の品名及び数量

（３）必要とする職員の職種別人員

（４）応援場所及び応援場所への経路

（５）応援の期間

（６）前各号に掲げるもののほか必要な事項

３　県支部長は、会員による応援活動が困難であると認められるときは、日本水道協会九州地方支部へ必要な応援活動を要請することができる。

（応援活動）

第６条 応援活動は、原則として被災会員の応急給水及び応急復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

２　応援活動の内容は、概ね次のとおりとする。

（１）応急給水作業

（２）応急復旧作業

（３）応急給水・復旧に必要な資機材等の提供

（４）技術的支援（施設の復旧等に係る技術的助言に関する支援等）

（５）工事事業者の斡旋

３ 前項各号に掲げるもの以外の応援活動について、被災会員から要請があったときは、各会員は応援能力の範囲内で配慮するものとする。

（応援職員の派遣）

第７条 応援を求められた会員が、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときは、災害の状況に応じて給水用具、作業用具、食料、衣類、日用品その他必要なものを携行させるものとする。

（応急給水作業）

第８条 応急給水作業の応援期間は、原則として２０日以内とする。

（応急復旧作業）

第９条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と応援会員とが被災状況を勘案し、協議して定める期間とする。

（応急復旧資機材の提供）

第 10 条 各会員は、被災会員から応急復旧資機材の提供について要請があったときは、応援能力の範囲内で提供するものとする。

（損害の賠償）

第 11 条 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、被災会員の負担とする。

２ 応援職員が第６条第２項第１号及び第２号に規定する応援活動中、第三者に損害を与えた場合においては被災会員が、被災地への往復途中に生じたものについては応援会員がその賠償の責に任ずる。

（応援経費の負担）

第 12 条 この要綱に基づく応援活動に要した費用については、応援職員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除き、原則として、被災会員が負担するものとする。ただし、関係水道事業者の協議により、これと異なる定めをした場合は、この限りでない。

（救援体制の報告）

第 13 条 各会員は、別表１の内容について毎年４月１日現在で報告書を作成し、４月末日までに県支部長に提出するものとする。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、相互応援に関し必要な事項は県支部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成８年４月１９日から施行し、平成８年４月１９日から適用する。

この要綱は、平成２４年４月２５日から適用する。

この要綱は、令和３年４月２１日から適用する。

別表第１

非常災害時の連絡先一覧表

会員名	連絡部課名	担当者	緊急連絡先
大分市	上下水道局総務課	課 長	
別府市	上下水道局総務課	課 長	
宇佐市	上下水道課	課 長	
臼杵市	水道事業所 上下水道管理課	課 長	
杵築市	上下水道課	課 長	
国東市	上下水道課	課 長	
佐伯市	営業課	課 長	
竹田市	上下水道課	課 長	
津久見市	上下水道課	課 長	
中津市	総務課	課 長	
日田市	上下水道局施設工務課	課 長	
豊後大野市	上下水道課	課 長	
豊後高田市	上下水道課	課 長	
由布市	水道課	課 長	
玖珠町	建設水道課	課 長	
九重町	建設課	課 長	
日出町	上下水道課	課 長	
姫島村	生活環境課	課 長	